官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○樹木採取権登録令施行規則及び漁港水面施設運営権登録令施行規則の一部を改正する省令（農林水産四三）　二
〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働二五六）　二
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（同二五七）
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同二五八）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件の一部を改正する件（農林水産一四四七）　三
〔その他告示〕
○政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件（総務三二四）　三
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（同三二五）　三
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二五三）　四
○史跡を管理すべき地方公共団体の指定（文化庁一九）　四
○雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準及びキャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示（厚生労働二五九）　五
○保安林の指定をする件（農林水産一四四八～一四五三）　五
○保安林の指定を解除する件（同一四五四）　五
○粗糖の平均輸入価格等を定めた件（同一四五五）　五
○特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）及びながすくじら）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一四五六）　六
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一四五七）　七
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一三九）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八九六）　八
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　八
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（岩手労働局最低賃金公示一）　八
基本測量関係事項公告（国土交通省）　八
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一〇八）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
北上川沿岸中田地区土地改良区役員の退任及び就任、登録少額包括信用購入あっせん業者の営業の廃止関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二九

省　令

○農林水産省令第四十三号

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、並びに樹木採取権登録令（令和元年政令第百四十八号）第二十一条及び漁港水面施設運営権登録令（令和五年政令第三百二十八号）第二十一条の規定に基づき、樹木採取権登録令施行規則及び漁港水面施設運営権登録令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十六日　　農林水産大臣　小泉進次郎

樹木採取権登録令施行規則及び漁港水面施設運営権登録令施行規則の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「謄本」の下に「又は当該公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面」を加える。

一　樹木採取権登録令施行規則（令和元年農林水産省令第四十九号）別表第二の二十二の項添付書面欄イ及び二十五の項添付書面欄

二　漁港水面施設運営権登録令施行規則（令和五年農林水産省令第六十二号）別表第二の二十三の項添付書面欄イ及び二十六の項添付書面欄

附　則

この省令は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百五十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正し、令和七年九月二十八日から適用する。

令和七年九月二十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 （削る） (1)～(15)　（略） 二　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 (1)　イトプリド (2)～(16)　（略） 二　（略）

○厚生労働省告示第二百五十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年九月二十八日から適用する。

令和七年九月二十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	別表
一般名　適用日	一般名　適用日
（削る）　（削る）	精製ヒアルロン酸ナトリウム　令和六年九月十六日
（略）　（略）	（略）　（略）
オキシメタゾリン・クロルフェニラミン　（略）	オキシメタゾリン・クロルフェニラミン　（略）
イトプリド　令和七年九月二十八日	（新設）　（新設）

○厚生労働省告示第二百五十八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年九月二十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（略） 欧州地域 アイスランド　アイルランド　アンドラ　ウクライナ　ウズベキスタン　英国（コーンウォール州を除く。）　エストニア　オーストリア　キプロス　キルギス　ジョージア　スイス　スウェーデン　スペイン　スロベニア　タジキスタン　デンマーク　トルクメニスタン　ノルウェー　ハンガリー　フィンラン	（略） 欧州地域 アイスランド　アイルランド　アンドラ　ウクライナ　ウズベキスタン　英国（イースト・ライディング・オブ・ヨークシャー州及びコーンウォール州を除く。）　エストニア　オーストリア　キプロス　キルギス　ジョージア　スイス　スペイン　スロベニア　タジキスタン　デンマーク　トルクメニスタン

ド　フランス（アルデンヌ県、オート・コルス県及びロット・エ・ガロンヌ県を除く。）　ブルガリア（ガブロヴォ州、ドブリチ州、ハスコヴォ州及びプロヴディフ州を除く。）　ベラルーシ　ベルギー　ポーランド（ヴィエルコポルスカ県を除く。）　ポルトガル　マルタ　ラトビア　リトアニア　リヒテンシュタイン　ロシア（トゥーラ州及びブリャンスク州に限る。）　ノルウェー　ハンガリー　フィンランド　フランス（アルデンヌ県、オート・コルス県及びロット・エ・ガロンヌ県を除く。）　ブルガリア（ガブロヴォ州、ドブリチ州、ハスコヴォ州及びプロヴディフ州を除く。）　ベラルーシ　ベルギー　ポーランド（ヴィエルコポルスカ県を除く。）　ポルトガル　マルタ　ラトビア　リトアニア　リヒテンシュタイン　ロシア（トゥーラ州及びブリャンスク州に限る。）

（略）　（略）

○農林水産省告示第千四百四十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十三条第一項の規定に基づき、昭和三十六年農林省告示第六十六号（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年九月二十六日　農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの(6)から(132)までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。）を除く。	動物用生物学的製剤。ただし、次に掲げるもの(6)から(132)までに掲げるものにあっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条の四第一項の規定により行われる再審査において、同法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第二項第三号イからハまでのいずれにも該当しないことが確認されたものに限る。）を除く。
(1)～(173)　（略）	(1)～(173)　（略）
(174)　犬レプトスピラ病診断用抗原	（新設）
(175)～(184)　（略）	(174)～(183)　（略）

その他告示

○総務省告示第三百二十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第三十三条第七項の規定に基づき、政党交付金の返還を命じた旨、政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を次のとおり告示する。

令和七年九月二十六日　総務大臣　村上誠一郎

政党交付金の返還命令

政党の名称	政党交付金の返還命令額
日本維新の会	12,952,546円

○総務省告示第三百二十五号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の認定時刻認証業務に関し、令和七年九月十一日付けで同規程第三条第一項第四号に係る変更を認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年九月二十六日　総務大臣　村上誠一郎

1　変更認定に係る認定時刻認証業務の名称　アマノタイムスタンプサービス３１６１
2　変更認定に係る認定時刻認証業務を行う者の法人番号　3020001019365
3　変更認定に係る認定時刻認証業務を行う者の名称　アマノ株式会社
4　変更認定に係る認定時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Amano Corporation
5　変更認定に係る認定時刻認証業務を行う者の住所　神奈川県横浜市港北区大豆戸町275番地

○財務省告示第二百五十三号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年八月十四日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年九月二十六日　財務大臣　加藤　勝信

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第21回	4,600,000,000円	101.64円
〃	第21回	15,200,000,000円	101.68円
〃	第21回	200,000,000円	101.72円
合計		20,000,000,000円	

○文化庁告示第十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

令和七年九月二十六日　文化庁長官　都倉　俊一

上欄	下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
会下山遺跡	平成二十三年文部科学省告示第十一号	芦屋市（兵庫県）

○厚生労働省告示第二百五十九号

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）の一部の施行及び雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和七年厚生労働省令第五十九号）の施行に伴い、雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準及びキャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月二十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準及びキャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示

（雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部改正）

第一条　雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準（平成二十六年厚生労働省告示第二百三十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　雇用保険法第六十条の二第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練を実施する者は、次のいずれにも該当するものであることとする。 一～四　（略） 五　教育訓練給付金等の支給に係る制度に係る事務等を適正に実施するものであること。 2　雇用保険法第六十条の二第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練の内容等は、次のいずれにも該当するものであることとする。 一～七　（略） 八　教育訓練に関する事項の公開に関し、次のいずれにも該当するものであること。 イ　次に掲げる全ての事項が適切に公開されるものであること。 (1)・(2)　（略） (3)　教育訓練給付金等の支給に係る制度の適正な利用に必要となる事項 (4)・(5)　（略） ロ　（略） 九　当該教育訓練の販売、募集、勧誘の活動等（以下「販売活動等」という。）に関し、次のいずれにも該当するものであること。 イ・ロ　（略）	1　雇用保険法第六十条の二第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練を実施する者は、次のいずれにも該当するものであることとする。 一～四　（略） 五　教育訓練給付制度に係る事務等を適正に実施するものであること。 2　雇用保険法第六十条の二第一項の規定により、厚生労働大臣が指定する教育訓練の内容等は、次のいずれにも該当するものであることとする。 一～七　（略） 八　教育訓練に関する事項の公開に関し、次のいずれにも該当するものであること。 イ　次に掲げる全ての事項が適切に公開されるものであること。 (1)・(2)　（略） (3)　教育訓練給付制度の適正な利用に必要となる事項 (4)・(5)　（略） ロ　（略） 九　当該教育訓練の販売、募集、勧誘の活動等（以下「販売活動等」という。）に関し、次のいずれにも該当するものであること。 イ・ロ　（略）
ハ　販売代理店等について、次に掲げる全ての措置が講じられるものであること。 (1)・(2)　（略） (3)　販売代理店等に対する教育訓練給付金等の支給に係る制度の周知 (4)～(6)　（略） ニ　当該教育訓練に係る販売活動等が、次のいずれにも該当するものでないこと。 (1)　（略） (2)　その他教育訓練給付金等の支給に係る制度の趣旨等に照らし不適正と認められるものであること。 十　（略）	ハ　販売代理店等について、次に掲げる全ての措置が講じられるものであること。 (1)・(2)　（略） (3)　販売代理店等に対する教育訓練給付制度の周知 (4)～(6)　（略） ニ　当該教育訓練に係る販売活動等が、次のいずれにも該当するものでないこと。 (1)　（略） (2)　その他教育訓練給付金等の支給に係る制度の趣旨等に照らし不適正と認められるものであること。 十　（略）

（キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものの一部改正）

第二条　キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるもの（平成二十六年厚生労働省告示第三百八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
雇用保険法施行規則第百一条の二の十二第一項第一号の規定に基づき、キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。 一・二　（略）	雇用保険法施行規則第百一条の二の十一の二第一項第一号の規定に基づき、キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。 一・二　（略）

附　則

この告示は、令和七年十月一日から適用する。

○農林水産省告示第千四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　栃木県宇都宮市石那田町字仲内前五四九の一（次の図に示す部分に限る。）、五五五、五五六の一、五五七、五五八、二二四一から二二四三まで、字地極沢二二二三から二二二七まで、二二二九、二三一三、字四十曲り二二一四、二二一七から二二二〇まで、字鸛久保二二三三、二二九八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字仲内前五五六の一・五五七・二二四二・二二四三・字地極沢二二二三・字四十曲り二二一七・二二一九（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び宇都宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町羽出字みノ手三三〇の一、字山田平一ノ谷三三一の二から三三一の二二まで、三三二、三三三の一、字沢田三八七の一、三八七の三、四〇九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山田平一ノ谷三三三の一・字沢田三八七の一・三八七の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　愛知県蒲郡市竹谷町大**久**古七四の四（次の図に示す部分に限る。）、六九の七、六九の八、七四の一、七五の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大**久**古六九の七・六九の八・七四の一・七五の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七四の四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び蒲郡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡川辺町上川辺字**蛸**山四二一五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び川辺町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡八百津町八百津字論出七九七六の一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　香川県仲多度郡まんのう町炭所西字菜園場二八二九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

○農林水産省告示第千四百五十五号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項及び第四項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十八条の二第一項第二号、第十八条の三第一項並びに第二十八条第一項並びに砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの異性化糖軽減額、同号ニの加糖調製品軽減額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格、同法第十八条の二第一項第二号の加糖調製品糖標準価格、同法第十八条の三第一項の加糖調製品糖平均輸入価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第五項、第十一条第六項、第十二条第二項、第十八条の二第五項、第十八条の三第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）並びに同規則第十七条の二及び第十七条の四の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

令和七年九月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格につき八一、九四〇円

適用期間　令和七年十月一日から十二月三十一日まで

二　異性化糖軽減額　零円

適用期間　令和七年十月一日から十二月三十一日まで

三　加糖調製品軽減額　一、〇〇〇キログラムにつき四、二〇〇円

適用期間　令和七年十月一日から十二月三十一日まで

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県庁及びまんのう町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年九月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県小林市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　その他

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一六七、九一〇円（うち消費税額及び地方消費税額分　一二、四三八円）
　適用期間　令和七年十月一日から十二月三十一日まで
五　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一六四、二六八円（うち消費税額及び地方消費税額分　一二、一六八円）
　適用期間　令和七年十月一日から十二月三十一日まで
六　加糖調製品糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき二二四、一九六円
　適用期間　令和七年十月一日から十二月三十一日まで
七　加糖調製品糖平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき一四一、九九二円
　適用期間　令和七年十月一日から十二月三十一日まで
八　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき八三、三七〇円
　適用期間　令和七年十月一日から十二月三十一日まで
九　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（以下この号において「規則」という。）第十七条の二及び第十七条の四第一項の農林水産大臣が定めて告示する係数並びに規則第十七条の二及び第十七類の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄のとおりとする。
　適用期間　令和七年十月一日から十二月三十一日まで

輸入加糖調製品の種類の区分	農林水産大臣が定めて告示する係数	農林水産大臣が定めて告示する価格
規則第十七条の二第一号に掲げるもの	〇・九七七	一キログラムにつき二二六円
規則第十七条の二第二号に掲げるもの	一・一八〇	一キログラムにつき一〇円
規則第十七条の二第三号に掲げるもの	一・〇二九	一キログラムにつき三一円
規則第十七条の二第四号に掲げるもの	六・〇七七	一キログラムにつき五二円
規則第十七条の二第五号に掲げるもの	五・〇九八	一キログラムにつき四四円
規則第十七条の二第六号に掲げるもの	一・二四五	一キログラムにつき三六一円
規則第十七条の二第七号に掲げるもの	〇・八五二	一キログラムにつき一八円
規則第十七条の二第八号に掲げるもの	〇・七八八	一キログラムにつき一七円
規則第十七条の二第九号に掲げるもの	〇・八一一	一キログラムにつき七〇円
規則第十七条の二第十号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき一三六円
規則第十七条の二第十一号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき一四七円
規則第十七条の二第十二号に掲げるもの	一・三五五	一キログラムにつき一一七円
規則第十七条の二第十三号に掲げるもの	一三・〇〇一	一キログラムにつき一、九九六円
規則第十七条の二第十四号に掲げるもの	一四・八六三	一キログラムにつき二、四四四円
規則第十七条の二第十五号に掲げるもの	一一・八七四	一キログラムにつき一、〇九九円
規則第十七条の二第十六号に掲げるもの	一〇・九三一	一キログラムにつき八五三円
規則第十七条の二第十七号に掲げるもの	二・九八五	一キログラムにつき一八三円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものに限る。）	一・一九一	一キログラムにつき一三七円
規則第十七条の二第十八号に掲げるもの（小売用の容器入りにしたものを除く。）	一・一九一	一キログラムにつき二四二円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビトールの重量が最大のものに限る。）	〇・八五七	一キログラムにつき七四円
規則第十七条の二第十九号に掲げるもの（砂糖を除く各成分のうちソルビトールの重量が最大のものを除く。）	〇・八一一	一キログラムにつき六一円

〇農林水産省告示第千四百五十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年農林水産省告示第二千三百五十二号（特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）及びながすくじら）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年九月二十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）及びながすくじらに関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第七　（略） 第八　にたりくじら 一　（略）	めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）及びながすくじらに関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第七　（略） 第八　にたりくじら 一　（略）

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：頭）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
にたりくじら 母船式捕鯨業	143
にたりくじら 基地式捕鯨業	10

第九～第十一　（略）

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：頭）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
にたりくじら 母船式捕鯨業	133
にたりくじら 基地式捕鯨業	20

第九～第十一　（略）

○農林水産省告示第千四百五十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年九月二十六日　農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一・第二　（略）	第一・第二　（略）
第三　まいわし太平洋系群	第三　まいわし太平洋系群
一　（略）	一　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
三重県	16,400
（略）	（略）

三　（略）

第四～第九　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
三重県	10,900
（略）	（略）

三　（略）

第四～第九　（略）

○経済産業省告示第百三十九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年九月二十六日　経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域		指定の期間
令和七年八月二十日からの大雨	秋田県	仙北市	令和七年八月二十日から令和七年十二月二十五日まで

○国土交通省告示第八百九十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月二十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

桑本沢

二　砂防法第二条の土地の表示

群馬県甘楽郡下仁田町大字青倉の区域内の土地のうち、次の一点から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十七年内務省告示第六百二十号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	36°10′35.0031″	138°46′37.2920″
2	36°10′35.5837″	138°46′39.7897″
3	36°10′35.2962″	138°46′41.0781″
4	36°10′33.0501″	138°46′40.3446″
5	36°10′33.0460″	138°46′39.8479″
6	36°10′33.6262″	138°46′38.6457″

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理
　国務大臣　城内　実
外務大臣岩屋毅海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
○国土交通大臣臨時代理
　同　坂井　学
国土交通大臣中野洋昌海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣に指定する（以上九月二十二日）
○内閣総理大臣海外出張
　内閣総理大臣石破茂は九月二十三日アメリカ合衆国へ出張のため出発した。
○経済産業大臣臨時代理
　国務大臣　赤澤　亮正
経済産業大臣武藤容治海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　赤澤　亮正
内閣府特命担当大臣武藤容治海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を命ずる（以上九月二十三日）
　国務大臣　阿部　俊子（あべ　俊子）
内閣府特命担当大臣中根順子（三原じゅん子）帰朝につき内閣府特命担当大臣（こども政策　少子化対策　若者活躍　男女共同参画及び共生・共助）事務代理を免ずる（九月二十四日）

最高裁判所

　大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事
　　倉地真寿美
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
大阪簡易裁判所判事に補する
　福岡高等裁判所判事・那覇簡易裁判所判事
　　三浦　隆志
広島高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
広島簡易裁判所判事に補する
　大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事
　　菊地　浩明
福岡高等裁判所判事に補する
福岡高等裁判所那覇支部勤務を命ずる
福岡高等裁判所那覇支部長を命ずる
那覇簡易裁判所判事に補する
　東京簡易裁判所判事
　　福岡　俊明
立川簡易裁判所判事に補する（以上九月十八日）
　高松高等裁判所判事・高松簡易裁判所判事
　　一原　友彦
高松高等裁判所事務局長を免ずる
大阪高等裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所判事に補する
　高松地方裁判所判事兼高松家庭裁判所判事・高松簡易裁判所判事
　　横山　浩典
高松高等裁判所判事に補する
高松高等裁判所事務局長を命ずる
　大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事
　　神原　浩
高松地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて高松家庭裁判所判事に補する
高松簡易裁判所判事に補する（以上九月十九日）
○定年退官
判事兼簡易裁判所判事石原稚也は九月十七日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
判事兼簡易裁判所判事鈴木秀夫は九月十七日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事宮永忠明は九月十九日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

行幸啓
天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、九月二十一日午後七時五十二分御出門、東京二〇二五世界陸上競技選手権大会を御覧のため、国立競技場（新宿区）へ行幸啓、同十時三分還幸啓になった。
御答信
天皇陛下から七月十一日フランス大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、八月二十六日御答信があった。
天皇陛下から八月二十二日ウクライナ大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、八月二十七日御答信があった。
天皇陛下から八月二十九日ウズベキスタン大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、九月三日御答信があった。
御答電
天皇陛下から八月八日シンガポール大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、八月二十八日御答電があった。
天皇陛下から七月二十五日タイ国王陛下へ発せられた御祝電に対し、九月四日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。
令和7年9月26日　関東地方整備局長　橋本　雅道

区間	道路の種類	路線名
府中市白糸台三丁目8番23から同市白糸台三丁目8番6までの上り線	一般国道	20号
府中市白糸台三丁目8番6から同市白糸台一丁目54番1までの上下線	〃	〃

労働

最低賃金の改正決定に関する公示
岩手労働局最低賃金公示第1号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岩手県最低賃金（昭和55年岩手労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。
令和7年9月26日　岩手労働局長　白石　好春
第4号中「1時間952円」を「1時間1,031円」に改める。
附　則
この決定は、令和7年12月1日から効力を生ずる。

基本測量関係事項公告
基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和7年9月26日　国土交通大臣臨時代理　国務大臣　坂井　学

種類	区域	縮尺レベル	摘要
数値地図（国土基本情報）	実施時期	令和6年度	
数値地図（国土基本情報20万）	全国	25000レベル	令和6年度版
電子地形図25000	〃	2500レベル	〃
電子地形図20万	〃	200000レベル	〃
住居表示住所	〃	25000レベル	〃
電子地形図（タイル）	〃	2500レベル	〃
標準地図	〃	ズームレベル5～18	〃
淡色地図	〃	〃	〃
English	〃	ズームレベル5～11	〃

諸事項

公告

登録少額包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の２の３の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第35条の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第34条の４の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年９月26日　　経済産業大臣　武藤　容治

名　　称	３ＰＬＡＴＺ株式会社
本店の所在地	東京都中央区新川一丁目３番２号　ＮＡＸビル９階
登　録　番　号	（少）第３号
営業廃止年月日	令和７年９月１日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除 権 決 定

破産手続における保全管理命令

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可決定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２号

福岡県久留米市田主丸町石垣1241番地３
清算株式会社　ＷＫ株式会社
代表清算人　林田　安世
１　決定年月日　令和７年９月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福岡地方裁判所久留米支部

令和７年（ヒ）第３号

福岡県久留米市田主丸町石垣1241番地３
清算株式会社　ＳＷ株式会社
代表清算人　林田　安世
１　決定年月日　令和７年９月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福岡地方裁判所久留米支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０１１号

東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社セリン
１　決定年月日　令和７年９月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００３号

山形県山形市江南２丁目14番６号
清算株式会社　東北重研工業株式会社
代表清算人　伊藤　政一
１　決定年月日　令和７年９月８日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、東北重研工業株式会社（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。

２　利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

３　弁済の方法及び端数の処理

⑴　弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。

⑵　弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。

第２　一般債権

１　一般債権の定義

一般債権とは、協定債権のうち、後期第３．１で定義する関係者債権に該当しないものをいう。

２　一般債権の弁済及び放棄

⑴　一般債権の弁済

清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額（後述する「本件控除金」を含む）を弁済原資（以下「本件弁済原資」という）として、別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分した額（以下「按分弁済額」という）を弁済する。但し、やまがた産業支援機構については、清算株式会社の解散前に、他の一般債権者に先立って清算株式会社から30万円を弁済受領したことから、一般債権者間の衡平性を図るため、按分弁済額から30万円を控除した額を弁済する（控除する30万円を「本件控除金」という）。

なお、本件弁済原資の最低額は14,614,986円とする。

⑵　一般債権の放棄

各一般債権者は、上記⑴の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて放棄する。

⑶　追加弁済

上記⑴による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各一般債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各一般債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記⑵による放棄の効力は失われるものとする。

第３　関係者債権

１　関係者債権の定義

関係者債権とは、協定債権のうち、伊藤政一が清算株式会社に対して有する各債権をいう。

２　関係者債権についての放棄

関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権をすべて放棄する。

（別紙省略）

山形地方裁判所民事部

監督命令取消

再生債権の特別調査期間

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和６年（再）第３５号

石川県金沢市浅野本町１丁目10番10号
再生債務者　株式会社ＡＤＩ．Ｇ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者の株式の取得に関する定め
⑴　取得する株式の数

全ての発行済株式である普通株式８万株

⑵　再生債務者が上記１⑴記載の株式を取得する日

下記３⑶の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が出資をした日

なお、再生債務者が取得した株式は、取得後全て消却する。

２　資本金の額の減少に関する定め
⑴　減少する資本金の額

資本金4000万円全額

⑵　資本金の額の減少がその効力を生ずる日

下記３⑶の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が出資をした日

３　募集株式を引き受ける者の募集に関する定め
⑴　募集株式の数

普通株式１株

⑵　募集株式の払込金額

募集株式１株につき金１円

⑶　募集株式と引換えにする金銭の払込みの期間

再生計画認可決定確定の日から１か月

⑷　増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額　金１円
増加する資本準備金の額　金０円

令和７年９月５日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十六日

東京都中央区日本橋室町四丁目三番九号

（甲）ソルプレーザ合同会社

代表社員　**吉池　克史**

東京都中央区日本橋室町四丁目三番九号

（乙）テトラ合同会社

代表社員　**吉池　克史**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月七日

掲載頁　五十二頁（号外第一八〇号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月七日

掲載頁　五十二頁（号外第一八〇号）

令和七年九月二十六日

東京都渋谷区桜丘町一番二号渋谷サクラステージセントラルビル一一階

（甲）株式会社アカデミー・オブ・ファースト・パシフィック

代表取締役　日野　洋一

東京都調布市小島町一丁目三四番一号

（乙）株式会社ＣＡＩ

代表取締役　日野　洋一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月一日

掲載頁　五十頁（号外第七十四号）

令和七年九月二十六日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号

（甲）日本キャタピラー合同会社

代表社員　キャタピラージャパン合同会社

職務執行者　本田　博人

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号

（乙）キャタピラーイースト・リアルエステート・ホールディング株式会社

代表取締役　本田　博人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁、戊の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙、丁、戊は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十六日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

（甲）アリラック合同会社

代表社員　川島　徳高

東京都目黒区大岡山一丁目三七番三二号

（乙）シフト合同会社

代表社員　川島　徳高

東京都目黒区大岡山一丁目三七番三二号

（丙）ラクル合同会社

代表社員　川島　徳高

東京都世田谷区玉川田園調布一丁目五番六号

（丁）カノン合同会社

代表社員　川島　徳高

東京都港区浜松町二―二―一五

（戊）シーズンワン合同会社

代表社員　川島　徳高

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十五日

掲載頁　八十八頁（号外第一七〇号）

令和七年九月二十六日

東京都千代田区九段北一丁目一三番五号

（甲）アルー株式会社

代表取締役　落合文四郎

東京都千代田区神田錦町三丁目一五番地

（乙）株式会社エナジースイッチ

代表取締役　落合文四郎

合併公告

左記会社のうち乙及び丙は合併して、乙は丙の権利義務全部を承継して存続し、丙は解散することにいたしました（第一合併）。

また、左記会社のうち甲及び乙は、第一合併の効力発生を停止条件として合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します（第二合併）。

これらの合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月十一日

掲載頁　六十二頁（号外第二〇五号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月十一日

掲載頁　五十七頁（号外第二〇五号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十四日

掲載頁　八十八頁（号外第九十二号）

令和七年九月二十六日

大阪市大正区鶴町五丁目四番五号

（甲）太平鋼材工業株式会社

代表取締役　須田　哲郎

東京都大田区西糀谷三丁目七番一〇号

（乙）シャフトセンター株式会社

代表取締役　須田　哲郎

大阪市大正区泉尾六丁目六番二三号

（丙）株式会社タイヘイ倉庫

代表取締役　須田　哲郎

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十六日

沖縄県宮古島市平良字西里九七八番地二

（甲）医療法人ムサアザ会

理事長　池村　幸

沖縄県宮古島市平良字西里九七八番地二

（乙）医療法人カムラ会

理事長　池村　栄作

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のカラオケボックス及びネットカフェ店舗の運営事業その他乙が営む一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和７年６月二十七日

掲載頁　一二六頁（号外第一四六号）

令和７年九月二十六日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二五番一二号

（甲）株式会社コシダカＳＰ

代表取締役　三浦　亮

東京都港区芝公園二丁目四番一号

（乙）株式会社スタンダード

代表取締役　小林　克章

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の吸収分割契約書記載の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和７年８月二十五日

掲載頁　一七九頁（号外第一九一号）

令和７年９月二十六日

横浜市港北区新横浜三丁目一七番地六

（甲）ＳＫＦオートモーティブジャパン

株式会社

代表取締役　小島　経広

横浜市港北区新横浜三丁目一七番地六

（乙）日本エスケイエフ株式会社

代表取締役　岡田　大輔

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の油圧機器事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告いたします。

効力発生日は令和７年10月31日です。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和７年６月二十七日

掲載頁　一二六頁（号外第一四六号）

令和７年９月二十六日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二五番一二号

（甲）株式会社コシダカＳＰ

代表取締役　三浦　亮

東京都港区芝公園二丁目四番一号

（乙）株式会社スタンダード

代表取締役　小林　克章

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の吸収分割契約書記載の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和７年９月二十六日

岐阜県不破郡垂井町一四一四番地

（甲）コムテスコ株式会社

代表取締役　安藤　清

東京都千代田区平河町二丁目七番九号

（乙）ナブテスコ株式会社

代表取締役　木村　和正

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のオーダー薬局事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和７年９月二十四日

掲載頁　二頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和７年７月八日

掲載頁　二頁

令和７年９月二十六日

兵庫県神戸市灘区備後町四丁目一番一号

ウェルブ六甲道三番街一番館三〇一―八

（甲）株式会社メディカルユアーズ

代表取締役　吉田　圭吾

東京都文京区西片一丁目一五番一五号

（乙）株式会社トモズ

代表取締役　角谷　真司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月二十六日

札幌市北区北三十五条西三丁目三番二三―一〇五号

合同会社おんおくり

代表社員　三谷　美貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和７年10月30日であり、組織変更後の商号はＢＢ　ＬＩＮＩＮＧ　ＣＯ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月二十六日

茨城県古河市女沼一〇一三番地三九

ＢＢ　ＬＩＮＩＮＧ　ＣＯ合同会社

代表社員　バッティ・ムハンマド・ワレス

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月二十六日

茨城県つくば市吾妻一丁目一六番地二

デュオヒルズつくば吾妻一〇一号

合同会社Ａｎｄｅｒｓｅｎ　Ｅｎｅｒｇｙ

代表社員　上川　紀子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月二十六日

東京都中央区日本橋兜町一七番一号日本橋

ロイヤルプラザ七〇六

合同会社ＰＡＬＳＳ

代表社員　阿南美香子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月二十六日

東京都北区赤羽一丁目七番九号赤羽第一葉山ビル四階

千和善合同会社

代表社員　折田　英絵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月二十六日

横浜市港北区綱島東五丁目六番三七号

金池商事合名会社

社員　笠井　昭宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月二十六日

名古屋市中区丸の内三丁目一番二八号

三和合名会社

代表社員　原　育三

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月二十六日

大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第二ビル一二―一二

フォレストステージ合同会社

代表社員　森田　大智

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月二十六日

大阪府吹田市江の木町一二番五―一〇一四号

合同会社Ｔ＆Ｓ

代表社員　日野　智美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月二十六日

鹿児島県薩摩川内市大小路町六七番三号

合資会社下麦建材店

代表社員　下麥　昭一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十万円減少し六百八十七万六千五百九十円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月二十六日

東京都世田谷区上馬四丁目二二番一五号

オプティマムアーキテクト合同会社

代表社員　今渕眞太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月二十一日

掲載頁　一三一頁（号外第三十五号）

令和七年九月二十六日

東京都渋谷区代々木一丁目三六番一号

株式会社サイキンソー

代表取締役　沢井　悠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月二十六日

東京都品川区東五反田五丁目二二番三三号

株式会社Ｓｕｒｚｅｎ　Ｂｉｏｔｈｅｒａｐｅｕｔｉｃｓ

代表取締役　齊藤　光

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億千五百万円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月十二日

掲載頁　八十九頁（号外第二〇六号）

令和七年九月二十六日

東京都千代田区四番町七番地一四新和ビル二Ｆ

ＣＥＡ　Ｐｒｏｐｅｒｔｉｅｓ株式会社

代表取締役　フウフェイフェイ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千九万七千六百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://medistep.jp

令和七年九月二十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が関ビルディング一九階

株式会社メディステップ

代表取締役　中村　達也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四二四三万六七〇一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月二十九日

掲載頁　一一二頁（号外第十七号）

令和七年九月二十六日

神奈川県横浜市中区桜木町二丁目二番地港陽ビル四一一号

株式会社Ｆｌｏｗ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ

代表取締役　スチュワート・チャドゴードン

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億八千五十五万三千七百七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/881559/announces

令和七年九月二十六日

滋賀県草津市野路東一丁目一番一号立命館大学ＢＫＣインキュベータ

Ｐａｔｅｎｔｉｘ株式会社

代表取締役　衣斐　豊祐

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億二千四百五十九万四千五百五十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月二十六日

北海道千歳市富士四丁目三番二二号

株式会社イケスギＨＤ

代表取締役　生杉　隆礼

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三四、六七五、四七六円、利益準備金の額を一三、八八八、〇四〇円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年九月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりであります。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年九月二十六日

東京都渋谷区渋谷二丁目二一番一号

株式会社スカラ

代表執行役　新田　英明

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十四億七千六百九十万八千二百二十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.new-rp.co.jp/

令和七年九月二十六日

福井県福井市西方一丁目三番一八号

ニューリアルプロパティ株式会社

代表取締役　永岡　幸憲

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十月二十九日を効力発生日とする久大建材株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月十二日

掲載頁　八十七頁（号外第二〇六号）

令和七年九月二十六日

鳥取市叶一一二番地の一

久本木材株式会社

代表取締役　久本　雅義

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二四九九万九七五〇円、資本準備金の額を二億三三〇八万四五四二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://teams.tokyo/

令和七年九月二十六日

東京都中央区八丁堀三丁目一八番六号

株式会社ｔｅａｍＳ

代表取締役　高嶋　晃

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百二十九億三千五百四十九万五千三十七円、資本準備金の額を百二十九億三千五百四十九万五千三十七円減少し、それぞれ十五億一千八百八十五万六千六十四円、一億二千九百七十五万六千六十三円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月二日

掲載頁　六頁

令和七年九月二十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー二七階

Ｃｏｌｔテクノロジーサービス株式会社

代表取締役　大江　克哉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五万円、資本準備金の額を三千九百九十五万円減少し、それぞれ一千万円、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月二十六日

鳥取県米子市皆生温泉四丁目一八番四五号

株式会社皆生グランドホテル

代表取締役　鈴木　善行

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月二十六日

京都府京田辺市三山木中央四丁目七番地六

株式会社サンフレッシュ

代表取締役　辰見　孝則

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月二十六日

愛媛県八幡浜市昭和通一四六〇番地の八八

八米不動産株式会社

代表取締役　谷村　英子

合併につき株券等提出公告

当社は、ＭＳＤ企業投資八号株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十一月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年九月二十六日

東京都新宿区市谷砂土原町三丁目四番二号

株式会社ＭＡＮＧＯＳ

代表取締役　山田　大介

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるＴＭＦ Ｇｒｏｕｐ株式会社が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一一階

Ｄｉｇｉｔａｌ ＣＲ Ｓｉｎｇａｐｏｒｅ４ Ｐｔｅ．Ｌｔｄ．

日本における代表者

ＴＭＦ Ｇｒｏｕｐ株式会社

代表取締役　陳　琪

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である寺田唯が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十六日

名古屋市中村区名駅南一丁目一二番一七号―一〇〇四号

山西世承得企業管理諮詢有限公司

日本における代表者　寺田　唯

出資一口の金額の減少公告

当会は、令和七年六月三十日開催の総会の決議により、出資一口の金額五万円を一万円に減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年九月二十六日

福島県いわき市中央台飯野四丁目三番地の一

福島県信用漁業協同組合連合会

代表理事会長　今野　智光

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十一月一日までに乙にご提出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十九日

掲載頁　一〇七頁（号外第一九六号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十九日

掲載頁　一〇七頁（号外第一九六号）

令和七年九月二十六日

東京都台東区三ノ輪一丁目五番三号

（甲）株式会社國光

代表取締役　朝倉　行彦

東京都台東区三ノ輪一丁目五番三号

（乙）株式会社國光ホールディングス

代表取締役　朝倉　行彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千五百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和七年九月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　ＳＫＤ８特定目的会社

代表取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億三千六百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和七年九月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ＳＫＤ10特定目的会社

代表取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億一千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和七年九月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ＳＫＤ11特定目的会社

代表取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億二千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和七年九月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ＳＫＤ12特定目的会社

代表取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九億八千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十三日

掲載頁　四十二頁（号外第一一四号）

令和七年九月二十六日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

はなさき特定目的会社

取締役　鄭　武壽

取消公告

令和七年八月二十五日掲載の新設分割公告は取消します。

令和七年九月二十六日

東京都新宿区新宿三丁目四番八号京王フレンテ新宿三丁目七階

株式会社ＬａｄｙＢｉｒｄ

代表取締役　本間　智之